

令和4年度健康保険組合実地指導監査結果 (主な指摘事項)

項目		指摘事項	根拠・参考
庶務	1 理事会・組合会	監事の選出について、選定議員のみで選定監事、互選議員のみで互選監事を選出しているため、健康保険法第21条第4項の規定に基づき適正に行うこと。	健康保険法第21条第4項
	2 組合同約及び諸規程	各種規程の改正が行われていないまま、現行の取扱いが行われているのでこれを改めること。	健康保険法施行規則第15条
	3 組合同約及び諸規程	母体事業所からの職員の出向に際しては、出向協定書等を交わすこと。	平成30年3月19日付保保発0319第2号通知別紙1(2)5
	4	個人情報保護管理規程及びシステム等運用管理規程に基づき、規定された対象者に対し適切に研修を実施するとともに実施内容等を記録し保存すること。	平成14年12月25日付保保発第1225001号通知 平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	5 個人情報保護	「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報の業務委託先を組合員に対して継続的に公表すること。	平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	6	保有個人データに関する開示等の各種手続及び苦情の申出先等を公表すること。	平成29年4月14日付個情第538号・保発0414第18号通知
	7 公告	規約の変更に係る公告がされていないため、健康保険法施行令第3条第2項に基づき公告すること。	健康保険法施行令第3条
保健事業	1 健康管理事業推進委員会	健康管理事業推進委員会は、保健事業に関する報告の場ではなく、保健事業の企画立案、実施計画の策定及び実施結果の分析、評価を行う委員会として活用し、理事会に対し意見の提出を行うこと。	平成19年2月1日付保発第0201001号通知-別紙2 運営指針第3-1-(1)
	2	第3期特定健康診査・特定保健指導の目標実施率は、国の参酌基準に則して設定すること。	高齢者の医療の確保に関する法律第19条、第20条及び第24条
	3 特定健診・特定保健指導	特定保健指導は、実施計画に定めた目標に対して実績が低調に推移していることから、実施率の向上に向けた実施方法等の見直し検討を行うこと。	高齢者の医療の確保に関する法律第19条、第24条及び第25条
	4	被扶養者に対する特定保健指導の確実な実施を図ること。	高齢者の医療の確保に関する法律第19条、第24条及び第25条
医療費適正化	1 被保険者証の検認	被保険者証の検認は、対象者を特定することなく任意継続被保険者を含めて実施すること。	健康保険法施行規則第50条 平成19年2月1日付保発第0201001号通知-別紙2 運営指針5-④ 平成16年10月29日付保発第1029004号通知
	2 レセプト点検	レセプト点検について、外部委託等も含め効果的な点検方法を検討すること。	平成19年2月1日付保発第0201001号通知-別紙2 運営指針第5-②
	3 柔整療養費点検	柔整療養費に係る被保険者への照会文書の記載内容については、「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」(平成24年3月12日保保発0312第1号)に基づき適切な内容に見直すこと。	平成24年3月12日付保保発0312第1号通知 平成25年11月22日付事務連絡
	4 医療費通知	医療費通知は、受領委任を含む全件を対象に実施すること。	昭和60年4月30日付保文発第274号通知 平成24年3月12日付保保発0312第1号通知

適用・保険給付	1	被扶養者の認定	独自の被扶養者認定基準を廃止し、被扶養者の認定については、法令・通知に基づき適正に行うこと。	健康保険法施行規則第38条 昭和52年4月6日付保発第9号・庁保発第9号
	2		任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。	健康保険法施行規則第47条
	3	任意継続被保険者	任意継続被保険者に係る資格取得の申出については、健康保険法第37条に基づき適正に取り扱うこと。	健康保険法第37条
	4		任意継続被保険者に対し、保険料の前納制度を周知すること。	健康保険法第165条 健康保険法施行令第48条
	5	決定通知書	不支給決定通知書には、行政不服審査法改正に則した審査請求等についての教示文を記載すること。	平成28年3月28日付事務連絡
	6	保険給付	付加給付にかかる支給決定通知は、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律の施行について(通知)」(平成28年3月28日付事務連絡)に基づき教示文を明示する必要があることから、医療費通知に併記する場合においても教示文を記載すること。また、審査請求の対象となる事項を明確にすること。	健康保険法第53条 健康保険法施行規則第112条
財務全般	1		備品は、通知に基づき減価償却を行い、定期的に備品台帳と突合し、適切に管理すること。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知 平成23年12月26日付保保発1226第1号通知
	2	財産管理	会計事務取扱規程に基づき、金庫の鍵は、理事長(常務理事)が管理すること。	平成23年12月26日付保保発1226第1号通知
	3		理事長印の管理については、印章規程に基づき行うこと。	平成23年12月26日付保保1226第1号通知 平成30年3月19日付保保発0319第2号通知別紙1 4(2)
	4		前金払整理簿について、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき整備すること。	健康保険法施行規則第15条 平成19年2月1日付保保発第0201001号通知
	5	帳簿・証拠書	事故防止の観点から、法定帳簿(歳入簿、歳出簿及び現金出納簿)は、昭和61年11月28日付け保発第104号厚生省保険局保険課長通知「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」に基づき、差し替えができないよう編綴・製本すること。	昭和61年11月28日付保発第104号 平成30年3月19日付保保発0319第2号通知別紙1 5(2)
	6		前金払は、支払先の義務履行が会計年度内に得られるものに限ること。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知
	7	支出	事業主の義務である労働安全衛生法に基づく法定健診と健康保険組合が行う特定健康診査の共催にあたっては、適正な費用負担に資するため、覚書等により、法定健診相当額が事業主負担となることを明確にすること。	高齢者の医療の確保に関する法律第21条第2項
	8	契約	随意契約においては、2者以上からの見積もりを徴する等の比較検討を行い契約すること。また、見積もり書等の検討した経過を保管しておくこと。	平成19年2月1日付保保発第0201001号通知